

明 指定通所介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社 瑞花が開設する 明（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護の提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 明
- 二 所在地 群馬県太田市龍舞町 1733 番地 7

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

※管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うもとする。

- 二 従業者 生活相談員 2名以上
 - 看護職員 2名以上
 - 介護職員 5名以上
 - 機能訓練指導員 2名以上

※従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 原則として日曜日を除く毎日。但し、1月1日・2日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 四 延長サービス提供時間 午後10時までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は27名までとする。

（通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス

- 九 その他利用者に対する便宜の提供
- 十 時間延長サービス

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- 2 前項に定めるもの以外の利用料金は食材料費 600 円／日、その他日常生活に必要となる費用については実費とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、太田市、大泉町、邑楽町、足利市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 浴室を利用する際には備品の整理整頓に努めること。
- 三 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 四 けんか、口論、泥酔い等他人に迷惑をかけてはならない。
- 五 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止について)

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：廣島 悅子
-------------	-----------

- 2 成年後見制度の利用を支援します。
- 3 苦情解決体制を整備しています。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(身体拘束について)

第13条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 1 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- 2 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- 3 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(非常災害対策)

- 第14条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は防火管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき毎年6月及び12月に避難及び救出その他の必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(秘密保持)

- 第17条 当事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさないように努めるものとする。但し、次の各号の情報提供を除く。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
 - ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

(個人情報保護)

- 第18条 事業所は、利用者又はその家族から知り得た個人情報については、個人情報保護法に基づき厳正・適切に取り扱うものとする。

- | | | |
|----|-------|-------------------|
| 附則 | この規程は | 平成22年12月1日より施行する。 |
| 附則 | この規程は | 平成24年6月10日より施行 |
| 附則 | この規程は | 平成24年12月10日より施行 |
| 附則 | この規程は | 平成25年5月1日より施行 |
| 附則 | この規定は | 平成27年3月1日より施行 |
| 附則 | この規定は | 平成28年5月1日より施行 |
| 附則 | この規定は | 令和1年5月1日より施行 |
| 附則 | この規定は | 令和7年4月1日より施行 |